



せのう 孝夫 市政報告 No. 35

声を かたち に 夢を くらし に

2020年が開幕しました。待望のオリンピック・パラリンピックイヤーでもあることから、全世界から多くの人々が来邦されることを期待しています。今年は地方にとっても、明るく賑やかで日本中が活気に溢れ、そして大きくは世界の平和と、私たちが暮らす地域にあっては災害のない平穏な一年であることを心より願います。

昨年の台風災害は各地に甚大な被害をもたらしましたが、多くの科学者が指摘するように、その遠因には温暖化等による地球規模の気候変動があると考えられています。

9月議会ではSDGs（持続可能な17の開発目標）の推進を取り上げ、例えば2酸化炭素の削減などの重要性を訴えました。それを自治体や企業、さらには個人ができることから、そして小さな行動であっても、多くの人々が意識を持って実践することで、大きな成果が期待されると言われています。そのような中で、今回の暴風や豪雨といった気象由来の脅威は、SDGsへの関心や生活スタイルの在り方を問いかけるインセンティブとしても時期に適った題材であったと考えます。

今年は復旧・復興が大きなテーマであることは論を待ちませんが、自治体経営といった観点からは、災害対応への財政支出は交付税措置されるとは言うものの、過大な負担を余儀なくさせます。限りある財源を、市民への必要施策にいかにか効果的に回していくか、議会も時として難しい判断を迫られる場合があるかもしれません。通常とは違った緊張感をもって様々な意見を昇華させ、最も有効的な結論を導き出す議会力が求められると思います。

本年は環境問題への取り組みが前進するよう、同時に、災害に強いまちづくりを根幹に据え、財政健全化と住民福祉の充実等、多方面にわたる政策提案に臨んでまいりたい所存です。

12月議会通告質問

1. 行政一般通告質問 会派代表制を採用

12月議会は、9月議会での災害時の議会運営を踏襲しました。市職員は罹災証明・税の優遇処置など、被災された市民への災害対応に係る事務量の増加に対して、議会としてもその労力軽減に配慮する議事運営が住民福祉に資するものと判断し、できる限りの審議の簡素化に努めました。

通告質問も例外ではなく、今回は初の試みとして会派代表制を取り入れ、複数所属する会派からは登壇者を制限する措置を取りました。例えば、五人会派からは2人、二人会派は1人、一人会派はそのまま会派代表として登壇することとし、8名が臨みました。また、1時間の持ち時間も40分に短縮して、通常2日かかる通告質問を一日にしました。

12月議会では、全議員から災害に関する質問がありました。特殊な議会運営の中にあつて、個人としては初めて通告質問には臨みませんでした。毎年公明党会派として予算要望書を作成している中で、今回の被災経験を教訓に、災害対応に関する提案を加え提出しました。機会を見て、3月議会等で取り上げるかもしれません。災害への最も有効的な対応策は、自助たる備えと共助たる地域防災力如何であると思っています。大規模地震の発生については、警鐘を鳴らされてから久しく時を経ています。地域の方々と共に、対応策の共有と臨場感を持って備えたいと思います。

2. 台風被害に対応する税の減免（注目したい条例議案第74号・75号）

令和元年9月9日の台風15号、10月12日の19号と25日の大雨による被災者に対する税（74号・市税等、75号・介護保険料）の減免の特例に関する条例が制定されました。減免の基準及び申請等の取り扱いに係る規定を設けるものです。

市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税や（74号）介護保険料（75号）などの令和元年度に課税される当該年度分のうち、被災日以後に納期が到来するものが対象となります。

減免の基準には損害の対象とその程度、税の種類に応じて、それぞれ細かく条件が設けられています。被災者にいち早く日常生活を取り戻してもらうための支援策ですので、気兼ねなく行政に相談（相談会場はコミュニティセンター）されることをお勧めします。

（例）市民税の場合

住宅の場合：

全壊・半壊以上が対象になりますが、それぞれ減免の割合が異なり、平成30年度中の合計所得金額（500万円以下・750万円以下・1,000万円以下）によっても変わります。

農作物の場合：

平年の収入額の減収による損失額が10分の3以上の納税義務者が対象になります。平成30年度中の合計所得金額によって減免割合が変わります。

館山第三中学校生徒 早期移転の見解

市政報告 No34 で触れた、令和2年統合案については個人の見解として会派別 HP に詳しく掲載しようと考えていましたが、災害対応の中、HP へのアップを控えることとしました（後日、会派別 HP に掲載予定）。その後教育委員会から、三中在校生徒及び新入生については令和2年度、二中への転校・入学を自由に選択できるという方針が示されました。

論点を整理すると、耐震性が低い校舎に通わせたくないと考える保護者の気持ちにどう応えるかという点と、正規の統合には令和3年までの期間を要する必然性があること。執行部としては、この二律背反する事案に対応し得る、最も合理性のある提案であったと考えます。

しかし、保護者や生徒、関係する多くの方々には時間的猶予のない、極めて短期間での選択を迫られる形となってしまいました。タイトな中での判断には、逡巡や不安も伴っただろうと推察します。一方で、このような期間の提示については、災害後に方針を再検討したことや転入生掌握後の受け入れ態勢の整備等、運営上のやむを得ない事由があったことも理解したいと思います。

4. 市政報告 No34 と No35 の配布

9月議会では、一般通告質問が終了したのちの9月9日に台風15号の被害が発生しました。その後の議会日程は災害対応のために大幅に変更され、最終日のみの開催で閉幕しましたが、毎回議会終了後に発行している市政報告と市議会会派別 HP 用市政報告は、通告質問の内容をベースにしていますので、それぞれ作成していました。

一般質問で取り上げる内容には、毎回、普遍性を帯びた提案を心がけていますので、一人でも多くの皆様に触れていただきたいという思いがありました。しかし、災害復興のさなかでの個人報の発行には「沢山の方が被災され、復興に向けたこのような時に…」という状況に鑑み、配布を見合わせるとともに、会派別ホームページ用の投稿も控えることと決めました。

現在も、屋根の修復や災害がれきの撤去、道路などインフラの復旧、がけ崩れや河川護岸の損傷、倒木処理等々、元通りの状態とはかけ離れた現状にあると認識しておりますが、年も改まり災害の急性期については過ぎたものと判断し、市政報告 No35 の発行と合わせて No34 も一緒に配布することとしました。今後は、通常通り取り組んでまいります。